

公益財団法人 大学コンソーシアム京都 ハラスメント防止規程

制定 2015（平成27）年1月24日

改正 2017（平成29）年1月21日

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人 大学コンソーシアム京都（以下「財団」という）の設置趣旨にもとづき、財団所管事業におけるハラスメントを防止し、ハラスメントに起因する問題が生じた場合の適切な措置について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程における「ハラスメント」とは、財団所管事業及び財団の就労の場において、行為者の意図に関わらず、相手の意に反する言動が行われることによって相手方に不利益や不快感、損害等を与える行為をいう。

2 この規程における「申立人」とは、ハラスメント被害を財団に申し出、その調査を希望した者を指す。

3 この規程における「被申立人」とは、「申立人」が財団にハラスメント被害を申し出た相手方を指す。

（適用範囲）

第3条 この規程により、ハラスメントを防止されるべき者は、次のとおりとする。

- （1）財団所管事業に参加する学生、市民、加盟大学・短期大学の教職員、その他関係者
- （2）財団所管事業に関与する企業、団体の構成員
- （3）財団事務局職員

（責務の範囲）

第4条 この規程により、ハラスメント防止の責務を負う者は、次のとおりとする。

- （1）理事長、副理事長
- （2）専務理事
- （3）運営委員長、副運営委員長
- （4）前条に定める者

2 前項に定める者は、財団事業に関わる全ての人々が人として尊重され、快適に学び・働き・事業に参加できるよう、ハラスメントを許さず、自ら行わず、ハラスメントのない環境の創出と維持に努めなければならない。

- 3 理事長は、副理事長、専務理事と協力して、第1項に定める構成員に対して、本規程ならびに「公益財団法人 大学コンソーシアム京都 ハラスメント防止のためのガイドライン」の周知徹底を図らなければならない。
- 4 理事長は、ハラスメント事案発生時において、「ハラスメント調査委員会」の発足を判断し、公正な立場で事実解明に努めなければならない。副理事長は、理事長に事故のある時は、本規程における理事長の職務を代理しなければならない。
- 5 事務局長は、副事務局長と協力して、財団事務局において、ハラスメントを防止する環境の整備に努めなければならない。

(ハラスメント相談員)

第5条 財団は、ハラスメント相談に対応するため、ハラスメント相談員を置く。

- 2 ハラスメント相談員は、財団事務局職員のなかから、年齢、性別、担当事業の状況等を考慮して事務局長が任命する。
- 3 ハラスメント相談員は、中立な立場で相談を受けるとともに、申立人の人権に配慮し、相談内容に関する守秘義務を負う。
- 4 ハラスメント相談員は、相談を受けた事案について、申立人の了解のもと、事務局長に報告を行う。

(被申立人からの聴取)

第6条 事務局長は、ハラスメント相談員から報告を受け、必要に応じ、被申立人からの聴取を行う。

- 2 被申立人からの聴取は、副事務局長又は次長が担当し、その内容を事務局長に報告する。
- 3 事務局長は、申立人及び被申立人からの聴取結果をまとめ、理事長に報告を行う。

(ハラスメント防止委員会)

第7条 財団に、ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という）をおく。

- 2 防止委員会は、公益財団法人大学コンソーシアム京都定款第69条に定める委員会とする。
- 3 防止委員会は、ハラスメント防止に向けた組織的啓発活動を行う。
- 4 防止委員会は、ハラスメント防止を啓発するため、次の活動を行う。

(1) ハラスメント相談員に対する研修

(2) 「ハラスメント防止のためのガイドライン」の公開

- 5 防止委員会委員は運営委員会幹事会構成員がこれを兼務する。
- 6 防止委員会委員長は運営委員長とする。

(ハラスメント調査委員会)

第8条 ハラスメント事案が発生した場合、公正な立場で事実解明を行うことを目的として、「ハラ

スメント調査委員会」(以下「調査委員会」という)を設置することができる。

- 2 調査委員会の設置は、下記の条件に基づき理事長が個別に判断する。
 - (1) 申立人から調査委員会設置の要望がある場合
 - (2) 申立人の所属機関が当財団であって、財団外相談窓口への誘導や紹介が適切でないと判断される場合
 - (3) 申立人者の所属機関が当財団以外であって、所属組織への調査依頼、財団外相談窓口への誘導や紹介が適さないと判断される場合
- 3 理事長は防止委員会委員の中から調査委員会委員長を任命する。
- 4 委員会委員長以外の調査委員会の構成は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 防止委員会委員のなかから調査委員会委員長の指名する者若干名
 - (2) 事務局長または副事務局長
 - (3) その他調査委員会委員長が必要と認めた者
- 5 調査委員会委員は、ハラスメント事案の「申立人」「被申立人」双方との利害関係を持たない者とする。
- 6 調査委員会は、ハラスメント事案の事実解明のために必要な調査を行う。
- 7 調査委員会は、申立人の了解のもと、必要に応じて申立人の所属機関、被申立人の所属機関と協力・連携を図る。
- 8 調査委員会は、事実解明に必要と認められる場合、申立人、被申立人、関係する第三者にヒアリング等の協力を求めることができる。
- 9 調査委員は、申立人及び被申立人の人権に配慮し、相談内容に関する守秘義務を負う。
- 10 調査委員長は、調査結果を理事長に報告しなければならない。

(ハラスメント解決のための手続き)

第9条 理事長は、調査委員会の調査結果に基づき、調査委員会の調査結果に基づき、申立人ならびに被申立人の所属機関へ調査結果を報告する。

- 2 前項の報告は、申立人の了解のもとで実施する。
- 3 理事長は、調査委員会の事実認定に基づき、以下の判断を行うことができる。
 - (1) 被申立人である財団雇用職員の懲戒処分
 - (2) 被申立人に対するハラスメント行為中止の勧告
 - (3) 被申立人所属機関に対するハラスメント行為中止にむけた措置の要請

(不利益扱い除外の保障)

第10条 ハラスメントに対する相談および調査への協力などハラスメントの解決に向けて正当な対応を行った者は、そのことをもって不利益な扱いを受けることはない。

(事務処理の担当)

第 11 条 この規程の運用に伴う事務処理は、財団事務局総務部が行う。

2 前項にかかわらず、ハラスメントの態様に応じて、理事長は、適切と判断する財団事務局の他の部署に事務処理を命ずることができる。

(改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、運営委員会の議を経て理事会が行う。

附則

(施行期日)

この規程は、2015（平成 27）年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、2017（平成 29）年 4 月 1 日から施行する。